

# ごたんだ通信

2021年新春号

No. 54

五反田法律事務所

〒141-0022 東京都品川区東五反田1-13-12 いちご五反田ビル5F

TEL 03 (3447) 1361 FAX 03 (3447) 1538

<https://gotandalaw.com/>

世界に比類のない平和憲法を守りましょう

あけまして  
おめでとーございませす



弁護士 亀井 時子	弁護士 民部田正史
弁護士 千葉 一美	弁護士 甲斐 朝美
弁護士 佃 俊彦	弁護士 真野 亮太
弁護士 千葉 恒久	弁護士 串山 泰生
弁護士 田島 浩	弁護士 田村有規奈
弁護士 鳥海 準	弁護士 丸山 紀人
弁護士 富澤 伸江	事務局一同

昨年は、新型コロナウイルスの感

染拡大により世界中が大きな影響を

受けた一年になってしまいました。

社会活動、経済活動の制限により予

定していた計画の変更を余儀なくさ

れた方、或いは思おぬ苦境に立たさ

れてしまった方もいらっしゃると思

かと思えます。ウイルスに感染して

しまった方はもちろん、ウイルスの

影響により被害を受けた全ての方々

に心からお見舞い申し上げます。

裁判所でも緊急事態宣言下では、

ほぼすべての裁判期日が取り消しと

なり、依頼者の方々にもご迷惑をお

かけすることになってしまいました。

期日再開後も、裁判所では一部

の部屋の使用を制限するなどしてお

り、これまでと同様の事件処理にま

では戻っていません。もともと、裁

判所でも遅れていた電子化が進み、

民事裁判ではWEB会議を用いた手

続がとられはじめています。今後も

さらなる裁判手続の電子化の拡充が

予定されています。

当事務所でも、このような裁判手

続の電子化やリモート化が進む社会

全体の変化に応じた体制作りにも努

めて参ります。

もともと、弁護士へのご相談を希

望される方は様々な悩みを抱えてお

り、おかれている状況も一様ではあ

りません。ご相談者の心情をよく理

解してはじめて適切な解決方法を導

くことができます。そのため、実際

にお会いしてお話しを伺うことの大切

さが変わるわけではないとも考

えています。ご相談者に安心して来所

していただけるよう、事務所内にお

ける感染対策にも万全を期してい

たいと思えます。

先の見えないなかで不安を抱えて

いる方々の一条の光となれるよう事

務所所員一同、全力で取り組んでい

きたいと思えます。

本年も何卒よろしくお願いいたし

ます。

石川県輪島市 白米千枚田 (撮影・丸山紀人)



# 羽田空港 新飛行ルートの問題について

すでに、多くの方がご存じの通り、国土交通省は昨年(2020年)の4月より羽田空港の離発着便の増加のために、着陸に関しては、練馬区や板橋区上空を通過して都庁周辺の上空を経由し、新宿、渋谷、目黒、港、品川、大田等の各区を通るいわゆる「都心低空飛行」を敢行し、離陸にあつては、「川崎の石油化学コンビナート上空を通過するルート」によって増便を実現しようとしている。

この問題では、品川区における「区民投票を成功させる会」の住民投票に向けた条例の制定を求める署名活動をはじめとして各地域で多様な活動が展開されている。また、昨年の6月には23区の住民と川崎市市民の総勢29名が東京地裁に国土交通省の行ったいくつかの行政処分取消訴訟(行政訴訟)が提起された。そしてこの訴訟に弁護士として関与した立場からこの問題の主要論点に関して、この紙面をお借りして簡単に報告することとした。

まず、離陸に関する「川崎の石油化学コンビナート上空を通過するルート」について

羽田空港を離陸した飛行機は、多摩川水系の生態系保持空間を経由して川崎コンビナート上空に至る。石油化学コンビナートは石油の精製を中心とした現代科学の粋を集めた施設であり、ひとたびここで火災が発生した場合には、「すべて燃やし尽くすまで消化は不可能」などと

言われている施設である。従って、このような危険を内包する施設の上空を飛行機が飛ぶことなど許されるはずもなく、実際、今回の新ルートができるまでは川崎コンビナート上空を飛ぶことは許されていなかった。まして、先の通り、川崎コンビナートに至る経路中には野鳥の飛び交う生態系保持空間が存在し、いわゆるバードストライクの危険も現実に見えない危険として存在する。



このような危険を十分の承知の上でこの飛行を認めるなど、市民の生命財産を著しく軽視するものであり、およそ許される所業ではない。

さらに、着陸についても  
重大な問題が存在する。

つまり、これまでは海から入って海に出るのが飛行ルートの基本であったが、今回のルートは先の通り都心通過するものとなっている。これまでも世界的に見れば年間に何度かの飛行機の墜落事故が発生しており、その危険は無視しえない。そして、ひとたび飛行機事故が都心低空を飛ぶ際に発生すれば、被害の拡大は計り知れない。また、飛行機自体が墜落しなくとも都心において(実際は都庁周辺あたり)着陸のための車輪を出すこととなる。そして、この車輪を出す際に飛行機の部品や氷が落下することが多いことを考えると、その直下に住む都民の安全は重大な危機にさらされることとなる。実際、大小の落下物の存在は現実のものとして毎年把握されている。このような危険に加えて、騒音の問題や排ガスの問題等都心低空飛行は都民の市民生活に著しい不利益をもたらす可能性が大きい。

観光立国の実現のために、上記の様な危険や不利益を都民や川崎市民に強いる羽田飛行新ルートは許容されるものであろうか。大いに議論し、広範な市民の良識によって国土交通省を包囲しなければならない。

## 品川区民投票実現にむけて

事務局 西尾 健一

私の子どもが通う品川区内の保育園と小学校の上空を、次々と航空機が超低空で轟音を立てながら通過していく。いわゆる「羽田新飛行ルート」だ。

国土交通省の住民向け説明会では、騒音や落下物、大気汚染など不満や不安の声が上がり続けた。しかし国土交通省は「地元の理解を得た」として、昨年3月29日その運用を開始した。

そこで住民たちは区民の意思を明確に示そうと、新飛行ルートの賛否を問う品川区民投票条例制定を求める運動に立ち上がった。地方自治法で規定された直接請求だ。

まず1ヶ月間で区内有権者の50分の1(6,802筆)以上の有効署名を集める必要があった。生年月日の記入や

押印(拇印も可)も必要で高いハードルだと思われたが、23,093筆もの署名が集まった。私も必死に取り組んだが「一筆」の重さが身に染みた。

今後、臨時区議会で条例案が審議される。議員の過半数の賛成で住民投票は実現するが、議会では様々な思惑が交錯しているようだ。議会は署名に託された区民の願いに応えられるのか、住民の議会への働きかけは続いている。



## 品川探訪 ~ 大井の井 ~

かれこれ10年ほど前、大崎駅近くのアウトドアショップの店員から、品川区内の水にまつわる場所を巡る企画を依頼された。現役の河川なら目黒川に立会川がある。目黒川の河口は東海道の宿場町-品川宿-あたりにたどり着く。既に水は流れていないが、品川分水や戸越川、戸越銀座商店街もかつては川だったという。水に縁のある土地柄のようだ。



墓地の中にひっそりと佇む井戸。

そんなことを調べ  
る中で見つけたものが「大井の井」である。

「大井の井」は大井の地名の由来になったと言われる井戸で、蔵王権現への祈願によって了海(源海の弟子とされる)が誕生した時、この地から泉が湧き出したので産湯に使ったという伝承がある。「大井の井」は海が興した興福寺(現在は光福寺)に現存する。周辺には湧水をたたえた水神の祠がいくつか残されており、この地が湧水に恵まれた土地であったことを今に伝えている。



# 近況報告

弁護士だより



### 甲斐 朝美

家族で過ごす時間が増えた今日この頃。我が家も、オセロやすごろく、ポケモンごっこなど自宅で遊ぶことも増えました。これがやってみると、案外楽しく、子どもと本気で勝負しています。今は、子どもと一緒に漢字検定合格を目指して、「漢字(勉強)した?」と言い合っています。私だけ不合格とならないよう頑張ります。



### 真野 亮太

小学1年生になった二男が将棋に興味を示し始めました。私自身は将棋の経験があったわけではありませんが、小さい頃を思い出しながら対戦。当初は駒落ちで対戦していましたが、あれよあれよと戦術なども覚え始め、現在は平手で対戦。すでに何度か負けを食らいました。

子どもの成長は嬉しいものです…。いえ、とても悔しいです!!



### 田島 浩

日本で生まれ、あるいは幼少時に来日して日本で育った難民申請者の子どもたちが在留特別許可を得るための訴訟に参加しています。難民認定自体が厳しく、かつ長期にわたる中で、在留資格がないために進学にも就職にも困難を抱えた子どもたちがいますが、これは子どもの権利条約等の国際法に違反しています。



### 申山 泰生

昨年4月からZoomを使い始めました。弁護士会での定例会議、友達との飲み会、実家への帰省も昨年はZoomを利用しました。本は通販、買い物は宅配で済ませ、休みの日に気がつけば1歩も外に出なかった、家族以外と話していない、そんな日もありました。今年は心配せずに出歩け人と会える日常が戻ればいいなと思います。



### 千葉 一美

世界的に大変な一年でした。昨年の今頃、誰が今の事態を予想したでしょう。これまで、日本では戦争もなく、いろいろなことはありながらも平穏な日々が続いてきたのでした。全く何が起るかわかりません。でも、その中で、敢然として自宅の改築を断行しました。今は、あちこちの綻びが修繕され、高齢化時代への対処も行い、屋根裏から地下室まで、整理しつくし、ほっとしております。これで、あと、30年から40年頑張る元気が出てきました。



### 千葉 恒久

テクテク歩くようになって都会は意外に狭いことに気が付きました。隣の目黒は坂を上って15分。五反田と品川との間には一山ありますが、20分もあれば着きます。品川区役所は25分。その先の大井町だと30分です。大森だとさすがに1時間かかりますが、天気さえよければ行けます。今年は江戸の地図を片手に歩いてみようと思っています。



### 佃 俊彦

今年は建設アスベスト訴訟で最高裁判決が出ることが予想されます。これまでの各地の高裁判決の流れからすれば、国の責任は雇用労働者のみならず、いわゆる一人親方も含めて広く救済されるでしょうし、建材メーカーの責任も幅広く認められると考えています。最高裁判決を契機に建設アスベスト問題の全面解決をめざします。



### 田村 有規奈

昨年夏に長男が生まれました。これまでは仕事・お酒・旅行のことしか頭になかった私ですが、全く新たな世界に飛び込んでしまったような日々です。今年は子育てで胆力を培い、それを仕事にも活かすことができたらとおもっています。しばらくぶりにお酒を飲めるのも楽しみにしつつ…。



### 鳥海 準

顔に似合わず「アルトサックス」を習っている。もっとも習い始めてやっと1年ほどであるため、まだやっと音が出始めた程度である。もっとも、音楽教室の先生からは「鳥海さん、サックスを習っていると言っているですよ」とお墨付きをいただき、このところ気を良くしているところである。果たしてこのまま続くかどうかは自分自身でも全く分からない。どうなることやら? 乞うご期待といったところ。



### 丸山 紀人

弁護士として職務を開始し、1年が過ぎようとしています。昨年は、コロナの影響で弁護士会の研修の開催に支障が出るなど新人弁護士にとっては厳しい環境ではありましたが、先輩弁護士や事務局の皆様のご指導の下、充実した日々を送ることができました。今年も変わらず、目の前の事件にじっくり取り組めたらと思います。



### 民部田 正史

弁護士資格には任期も定年もありません。しかし、所属する弁護士会で5年ごとに弁護士倫理等の研修を受けることが義務づけられています。昨年この研修を受講しました。前回の受講から5年の経過の早さに驚きつつ、改めて慢心することなく業務に取り組むことの大切さを感じました。



### 富澤 伸江

我が子がバスケットボールを始めたのをきっかけに久しぶりにバスケが無性にたくなりました。若かりし日のバスケ部気分そのままに我が子が朝練! 一対一対決! 頭の中のイメージと体の動きが異なるのは年のせい?! いつしか彼も彼女も私を超えて行きました。子どもの成長は早い。おかげでいい汗かかせてもらってます。



## 特別寄与料とは？～新しい相続法

弁護士 千葉 恒久

民法のなかには「家」という考え方がまだ根強く残っています。夫婦の別姓も今はまだ認められていません。

ところが、こと相続となると民法は全く別の顔をのぞかせます。夫の両親と同居すれば妻が両親の介護をすることが多いと思います。もし夫に先立たれてしまったとしても、妻が引き続き夫の両親の介護を続けることも多いと思います。「家」という発想なら、そうした妻にも両親の遺産を相続することを認めてもよさそうです。しかし、民法が定める相続人は、故人の配偶者、子（直系卑属）、親（直系尊属）、兄弟姉妹とされており、夫に先立たれた妻には相続の権利がありません。

ここでは、夫婦といえども全くの他人扱いです。もし自分の子どもがいれば、その子どもが代襲相続人として亡き夫の代わりに相続することはできますが、子どもがいない夫婦の場合、両親の遺産はすべて他の相続人に引き継がれます。夫に先立たれた妻のもとには何も残らず、もし自宅が両親の名義だったら家から出て行かなければならないことにもなりかねないのです。

故人のために尽くした人の苦勞が報われないのはあまりにも不公平なのではないか。そうした声を受け、今回の相続法の改正で特別寄与料という制度が設けられました。「療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持

又は増加について特別の寄与」をした人に対して、遺産の一部を特別の寄与料として相続させるというものです。ただし、要件はかなり厳格ですので注意が必要です。

まず、請求できるのは被相続人の親族だけです。被相続人の子や孫は親族に含まれますが、知人や友人はたとえ故人に尽くしたとしても対象外です。また、労務（介護）は無償でおこなったものでなければなりません。財産的な貢献も対象外です。請求は相続人に対しておこないますが、相続を知ったときから6カ月以内に請求をおこなっておかないと、協議が整わない場合に家庭裁判所に寄与料を決めてもらうことができなくなります。もたもたしていると権利がなくなってしまうのです。

どの程度の寄与料を認めるのかは法律に書かれておらず、ケースバイケースで決めることとなります。ただし、家庭内介護に対する裁判所の評価はあまり高いとは言えないので、ご両親がまだお元気な間に遺言や養子縁組などによる備えができるのであればそれに越したことはありません。



## 新人弁護士奮闘記

この文章を書いている時点で弁護士になってちょうど10か月です。コロナ禍ゆえに裁判手続が止まるなど予定通り進まない時期もありましたが、それでも裁判外の交渉や刑事事件など様々な案件に触れることができました。

10か月前は書面作成も十分にできず、依頼者や相手方代理人との電話対応にも悪戦苦闘が続き、先輩弁護士や事務局の方に手取り足取り指導をいただきながら、やっとの思いで仕事をするという状態でした。現在もそれほど状況は変わっていませんが、事件によっては1人で相談に対応する機会も増え、少しずつ弁護士としての日常に慣れてきている気がします。

ここまで民事刑事ともに多くの案件を経験しましたが、中には同種の案件のご相談もありました。その際には修習期間中に指導担当弁護士にいただいたアドバイスを思い出すようにしています。それは、新件に取り組むにあたり「以前の案件と同じだと思わないこと」の重要性についてです。同種の案件でも、依頼者の方が望むことやその実現のために相手方とおこなう交渉方法は大きく異なります。その差異は小さいものかもしれませんが、その細部こそ事件を抜本的に解決するポイントであることもありました。このような細部を含め、まずは皆様からじっくり話を聞くことが非常に重要になります。じっくり話を聞き、法的ポイントを掘り必要事項を聴取するということは、弁護士に求められるスキルの1つですが、こ

弁護士 丸山 紀人

れは生の事件を経験しないと培えないものです。担当する案件1つ1つに愚直に取り組み、先輩弁護士の仕事を見ながら身につけていきたいと思えます。

これから長い弁護士人生。どんな成長曲線を描けるかとても楽しみです。壁にぶつかり頭を悩ませることもあるでしょうが、そのときは、趣味である海外サッカー観戦でリフレッシュしながら（応援しているチームが負けると気落ちするので別途対策を検討中）、今後も精進してまいります。

## 法律相談のお知らせ

まずはお気軽に  
お電話ください。

相談料  
30分  
¥5,500-

五反田駅  
東口徒歩  
1分

☎ 03-3447-1361

受付時間は平日9時～18時です。

毎週月・水・金曜日の午後4時～6時を法律相談日としております。予約制ですので、事前にお電話で申込の上ご来所下さい。

尚、上記日程以外にも随時受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。

五反田法律事務所 検索

<https://gotandalaw.com/>

